

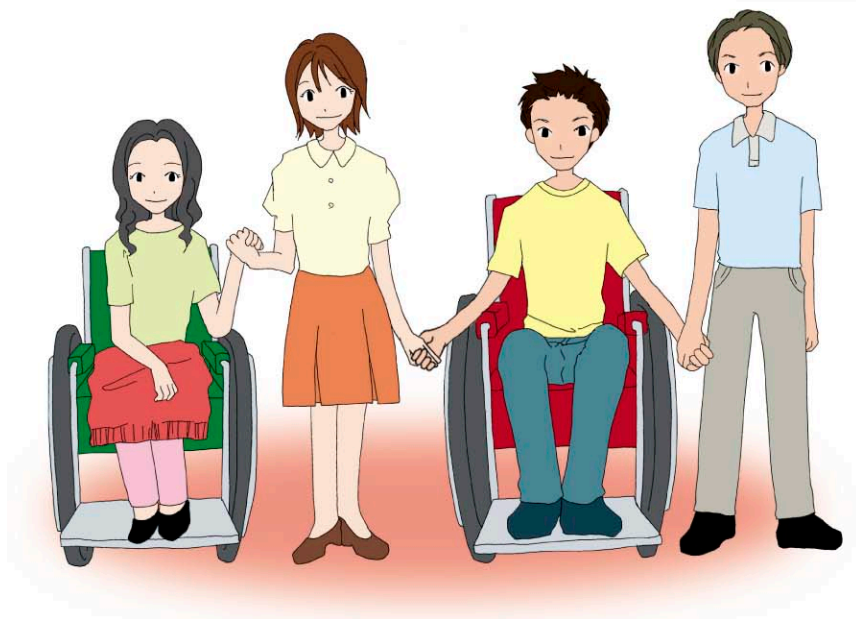
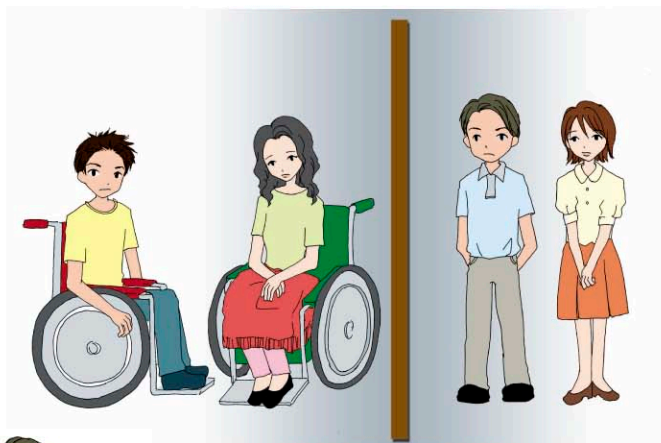
# しょうがいしゃ きほんほう かいせい 3. 障害者基本法の改正について

## しょうがいしゃ きほんほう かいせい しゅし もくてき 1. 障害者基本法改正の趣旨・目的

しょうがいしゃ きほんほう よ あたら かんが かた  
(障害者基本法をより良く、新しくするための考え方)

### こせい じんかく みと あ しゃかい こうちく 1) 個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築

ひとりひとりの個性を認め、障害のある人となない人が分けられない社会をつくれます。



### しょうがいがいねん しゃかい てんかん きほんてきじんけん かくにん 2) 障害概念を社会モデルへ転換、基本的人権を確認

しょうがい かんが かた しょうがい ひと く おも  
障害についての考え方を、障害のある人が暮らしにくい思いをしている  
のしゃかい もんだい かんが かた しゃかい か しょうがい  
は社会に問題があるという考え方(社会モデル)に変えます。また、障害  
のある人の基本的な人権とは何なのかをはっきりとさせます。

### し さく じつ しじょうきょう かん し き かん そうせつ 3) 施策の実施状況を監視する機関の創設

しょうがい ひと かんけい ほうりつ せいど きかん  
障害のある人に関係する法律や制度をチェックするための機関をつくり  
ます。